

本仕様書は、「令和３年度狩野川周辺にぎわい創出事業実施業務」の委託について適用する。

1 事業の目的

本事業は、本市の中心市街地において自然を身近に感じることのできる狩野川の水辺空間を活かし、日常的に人が集う憩いとにぎわいの場を創出することを目的として、狩野川右岸階段堤及び周辺エリアにおいて、人が足を運びたくなるような環境の整備や催しの企画し実施するものである。

併せて本エリアの魅力や取組内容を広く情報発信することで、本エリアの認知度向上を図る。

2 業務委託期間

契約締結日 から 令和４年３月３１日 まで

3 委託業務の内容

狩野川及び周辺エリアにぎわい創出事業

①狩野川及び周辺エリアの人が日常的に利用し滞留できるような空間づくりの提案及び実施

・水辺のステージ利用及びその他イベント開催時以外に市民や近隣住民の方が憩いの場として利用

②狩野川及び周辺エリアの全体的な魅力、情報発信
媒体問わず、本エリアの情報発信を積極的に行う。

4 実施体制・報告業務

- (１) 受託者は、本事業に携わるスタッフを確保し、業務を遂行する。受託者はスタッフの業務遂行を管理するとともに、スタッフと共に業務遂行に携わるものとする。
- (２) 受託者は、本事業を遂行するに必要な資材等を予算の範囲内で調達する。
- (３) 本業務を円滑に遂行するために、適宜情報共有を密にし、必要がある場合は委託者と打ち合わせを行う。
- (４) 本業務遂行にあたり、利用者の安全管理を徹底する。
- (５) 本業務により発生した事故については、全て受託者が対応するものとする。
- (６) 本業務終了後、事業目的を踏まえ、提案、実施した内容を整理し、成果物として事業報告書を提出すること。なお報告書の書式は問わない。

5 業務委託料の支払い

委託者は、必要と認めるときは、受託者の請求により業務委託料を前金で支払うことができる。

6 業務実施上の注意点

(１) 業務の再委託

専門的な知識や技術を要する業務などの第三者への委託は可能とするが、管理運営に関することを包括的に第三者へ委託することは不可とする。

(２) 業務遂行上のトラブル

業務の遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。

7 仕様書の変更等

本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは委託者と受託者の協議により、これに従わなければならない。

8 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、全て委託者と受託者の協議の上、これを解決するものとする。